

質疑応答書

稲敷市放課後子ども総合プラン運営業務委託

No.	質問事項	回答
1	最低賃金の上昇に伴い、時給が最低賃金を割る場合、変更契約等で請求金額を上げることは可能ですか。	支援員等の人件費については、契約金額の範囲内で最低賃金を下回らないように受託者が支払うことを想定しておりますが、最低賃金が高騰するなどして契約金額内での運営が困難になった場合には、発注者と受託者で協議し、変更契約等を検討いたします。
2	全国での受託件数が多い場合、参加表明書に添付する同種業務の実績はどの程度の範囲を記載したらよろしいですか。	過去１０年間に、同種または類似業務を完了した実績があれば可能な限りすべて記載してください。
3	様式５に記載する業務実績は契約中の実績での記載できますか。	様式５に記載する業務実績については、『稲敷市放課後子ども総合プラン運営業務委託プロポーザル参加表明書作成要領』の３．（６）に記載のとおり、完了した実績となります。
4	長期休暇期間（夏休み、冬休み等）中の支援員、補助員の加配を検討すべきですか。また児童クラブが増設となる場合や利用児童数や配慮を要する児童数が大幅に増員または減員する場合は、変更契約が必要ですか。	長期休暇期間中に一時的に利用する児童が増加した場合も適切に保育が行えるよう対応してください。また、現在のところ児童クラブの増設は見込んでおりませんが、利用者減等で契約時より必要な人件費が少なくなった場合は、返金（戻入）いただきますので、変更契約を行います。
5	夏季休暇時、子ども教室は実施しますか。実施する場合、解消時間は何時間でしょうか。	夏季休暇時は、放課後子ども教室は実施いたしません。

6	既存の主任、支援員、補助員の雇用を考えておりますが、安定した雇用の促進のため、本年10月の県の最低賃金の上昇を鑑みて、今年度以上の賃金を提示しなければなりません。そのため今年度の時給額等を開示願います。	時給額等につきましては、受託者の内部情報のため回答いたしかねます。
7	児童クラブについて、土曜日の希望者がいれば少なくとも1か所以上を開所となっておりますが、本年度（9月末現在）、昨年度、令和5年度当の開所状況及び利用者数を教えてください。また、希望者が少人数、例えば1名～5名程度の場合も開所しますか。さらに夏季休暇期間中も同様ですか。	令和7年度（9月末時点）：月平均4回実施、1回あたりの利用者数平均11名 令和6年度：月平均4回実施、1回あたりの利用者平均9名 令和5年度：月平均3.6回実施、1回あたりの利用者平均8名 利用者が少人数の場合も実施してください。夏季休暇期間も同様です。
8	処遇改善手当は、今回の予定価格の中に含まれているのでしょうか。	含まれています。
9	子ども教室は、内容充実の為に、学年別や人数を減らしての開催でもよろしいでしょうか。	子ども教室は学年別の実施や参加人数を制限することは想定しておりません。例年、学校との協議で詳細を決定するため、令和9年度以降変更になる可能性はあります。
10	「工程表」とは、各項目に対して提案する具体的な支援方法や支援の流れ等を記入するものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	「具体的な図面又はこれに類するもの」とは、「運営体制図」や「トラブル・クレーム時の体制図」などのフロー図や、弊社の経営実績を表す「グラフ」などは含まれないという認識でよろしいでしょうか。また、「視覚的表現」や「図面」とは具体的にどのよ	図面については図表に読み換えてください。文章のほかに、フロー図やグラフを使用することは可能ですが、提案者が特定できる名称等が表示されていない図表を使用してください。

	うな図面を指すのかご教示いただけますでしょうか。	
1 2	企画提案書の公開に関して、差し支えなければ、公開される範囲についてご教示いただけますでしょうか。	開示請求があった場合には、企画提案書のうち、個人情報や法人の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる場合があります。企画提案書の一部または全部を非公開としたい場合は、その旨が分かるように企画提案書に記載してください。
1 3	プレゼンテーションの際にパワーポイント資料を用いて説明することは可能でしょうか。また、その際の視覚的表現方法の制限などについては、「企画提案書」と同様の扱いでよろしいでしょうか。	パワーポイント資料を用いることは可能です。視覚的表現方法（図表）の扱いについては、企画提案書と同様とします。
1 4	8月13日～8月15日の開所について、差し支えなければ、直近3年間の平均利用実績をご教示いただけますでしょうか。	3年間の平均利用実績は、13日：11人、14日：6人、15日：10人です。 ※令和7年度の利用実績は、13日：21人、14日：7人、15日：16人です。
1 5	子ども教室の開所にあたり、各小学校において使用可能と見込まれる空き教室の部屋数や、それぞれの部屋の特徴（広さ、設備等）について、可能な範囲でご教示願います。また、児童クラブで使用する教室が校内にある場合、子ども教室との位置関係（例：階数の違い、隣接・隔離の状況等）についてもご教示願います。	子ども教室で使用する教室については、新年度に行う学校との協議で決定します。
1 6	放課後子ども教室特別サポーターの配置について、差し支えなければ現時点で配置が必須とされている小学校等をご教示願います。	現時点で配置が必須となっている学校はありません。

1 7	受託者が行う清掃業務について、エアコンやカーテンのクリーニング費、廃棄物処理費等は委託費に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 8	貸与される備品等について、備品リスト等によりご教示願います。	備品台帳の整理が不完全なため提示できませんが、各クラブ共通して座卓、テレビ、冷蔵庫、電話機、プリンター等が設置されています。契約後に確認をお願いします。
1 9	AED の設置については、委託料に含まれず、貴市にて設置いただくという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2 0	「委託者加入の保険」について、保険の適用範囲をご教示願います。基本的には、貴市の「放課後子ども総合プラン事業」に適用されるという認識でよろしいでしょうか。	委託者加入の保険適用範囲は、市が所有する建物および付帯設備に関する保険になります。
2 1	子ども教室と児童クラブの職員は、基本的に兼務されているのでしょうか。継続雇用の観点からお伺いしたく存じます。	子ども教室と児童クラブの職員のうち兼務となっているのは 1 割程度です。
2 2	児童クラブの業務に「登退所管理システムを活用」とありますが、システムの導入費および維持管理費は委託費に含まれず、貴市にてご負担いただくという認識でよろしいでしょうか。	システムの導入費および維持管理費は委託料に含めて提案してください。導入の時期については、契約後に協議の上で決定とします。
2 3	児童クラブおよび子ども教室の修繕費の実績について、それぞれご教示いただけますでしょうか。	受託者負担の軽微な修繕については、直近 3 年間で実績はありません。

2 4	子ども教室において、保護者から徴収された「材料費」の実績についてご教示いただけますでしょうか。また「材料費」の徴収方法についても併せてお伺いしたく存じます。	材料費の徴収については実績がありません。
2 5	処遇改善費補助は別途支給になりますでしょうか。	処遇改善費補助は見積限度額内に含まれています。
2 6	キャリアアップ処遇改善費補助は別途支給になりますでしょうか。	当市ではキャリアアップ処遇改善費補助を実施しておりません。
2 7	障がい児等の加配人件費は別途支給となりますでしょうか。	人員加配の実績はありませんが、必要に応じて検討いたします。
2 8	子ども教室の職員が、児童クラブを兼任、またはヘルプ等で児童クラブに勤務する場合の処遇改善費の発生有無についてご教示いただけますでしょうか。	発生はありません。
2 9	本事業は、戻入の対象ではございますでしょうか。	委託料のうち、人件費（社会保険料等を含む）については、勤務実績に基づき、毎年5月末までに精算するものとしております。契約に際して委託費の内訳を作成し、支払われなかった人件費部分については清算し、返金（戻入）いただきます。
3 0	「業務責任者」と「業務担当者」についてですが、基本的には児童クラブに配置予定で、有資格者である「放課後児童主任支援員」および「放課後児童支援員」を指すという認識でよろしいでしょうか。もし認識が異なる場合は、業務責任者および業務担当者の業務内容・役割について、想定されている内容をご教示願います。	業務責任者は受託者内で当該受託業務を統括して管理する社員、業務担当者は仕様書6(4)①の統括管理者を想定しております。

3 1	運営管理基準のスタッフ役割に示される「統括責任者」、「放課後児童主任支援員」、「放課後児童支援員」、「児童クラブ補助員」、「放課後子ども教室協働活動支援員」、「放課後子ども教室協働活動サポーター」、「放課後子ども教室特別支援サポーター」のうち、兼務が可能なスタッフがおりましたらご教示願います。	放課後児童主任支援員と放課後児童支援員は兼務可。 放課後子ども教室協働活動支援員と放課後子ども教室協働活動サポーター、放課後子ども教室特別支援サポーターは兼務可。 放課後児童支援員及び児童クラブ補助員と放課後子ども教室協働活動支援員、放課後子ども教室協働活動サポーター及び放課後子ども教室特別支援サポーターは兼務可（放課後児童主任支援員は兼務不可）。
3 4	仕様書 6. 運営管理基準（4）スタッフの役割⑥放課後子ども教室特別支援サポーター・看護師等有資格者を必要に応じて配置するとありますが、看護師等とは他にどのような資格を指しますかご教示ください。また、必要に応じての配置とはどのような場合を指すのかをご教示ください。	看護師等とは、看護師・准看護師・元特別支援学校教諭、障害者施設実務経験者等を想定しています。学校と事前打合せ等を行い、活動に参加する児童に特別な配慮が必要であり特別支援サポーターの配置が必要とされた場合、児童の障害に応じた技能を持つ方を配置することを想定しています。
3 5	各放課後子ども教室の1日あたりの利用人数をご教示ください。	令和6年度実績 江戸崎小学校 90 名、高田小学校 19 名、新利根小学校 35 名、桜川小学校 41 名、あずま西小学校 41 名、あずま北小学校 15 名
3 6	仕様書別紙3 児童傷害保険について、放課後子ども教室、放課後児童クラブの現在加入している保険についてご教示ください。	令和7年度時点で加入しているのは、Chubb 賠償責任保険・団体総合補償制度費用保険です。
3 7	放課後子ども教室、放課後児童クラブの現在の職員勤務シフト表を6月分、8月分の2か月分をご教示ください。	勤務シフト等につきましては、受託者の内部情報のため回答いたしかねます。